

学校いじめ防止等基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得ることから、すべての生徒に関わる問題である。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校は、未来へ通じる安心・安全な場所であってはならない。友達との学び合いを積み重ねることで、自らの存在に自信をもち、自他の存在の大切さに気付き、自分の将来に夢を抱くとともに、未来社会に期待を膨らましていくところである。その友達との学び合いは、日常において、互いの違いを認め合うことから始まる。そのような考えのもと、生徒の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに支え照らし合いながら、人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止・いじめ問題対策組織

「校内いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

<構成員>

校長	教頭	教務主任	校務主任	校務主任補佐	生徒指導主事	学年主任
当該学年生徒指導担当	当該学級担任	養護教諭	スクールカウンセラー			

3 令和6年度の取組

(1) 昨年度のいじめの実態や対応から明らかになった課題

- ① 学級集団適応心理検査の結果では、「侵害行為認知群」、「学校生活不満足群」に属する生徒の割合は全国平均に比べて少ないことが分かった。しかし、属している生徒が一定数存在することが分かった。
- ② 相手がどう感じ取るか配慮が足らずに、遊び半分で心無い言葉を言ったり、ちょっかいをかけたりすることで、相手が嫌な思いをしてしまうという事案があった。
- ③ SNS上のやり取りの中で、不適切な画像の送受信や言葉のすれ違いによるトラブルが起きてしまう事案があった。

※①～③の中で、1学期は②に関わる事案が確認された。

(2) 課題を解消するための今年度の取組

- ① 自尊感情だけではなく、他者からの評価によって育まれる自己有用感を高めることで、仲間との関わりを通して学級生活の満足度の向上が期待できると考える。そこで、他者理解を深め温かな人間関係を構築するための取組を以下のように充実させる。

【具体的な取組】

- ・委員会活動において「絆を深める会」を企画し、他者への思いやりを醸成する機会を設ける。
- ・委員会活動において「ハートフル週間」を設定し、学校生活で見つけた友達のよい言動をカードに書き、交換し合う場を設ける。
- ・生徒会活動において、昼放課を使った「縦割りレク」を企画し、異学年で協力して活動する場を設ける。
- ・教師と生徒、生徒と生徒の親睦を深める「ふれあいタイム」を企画する。 等

- ② 些細なやり取りからいじめに発展してしまうことを自覚し、学級や学年での温かな人間関係を築くために居場所づくり、絆づくりの指導を継続的に行う。また、不安を抱いたときに打ち明けられるよう教職員との関係を築いていくことが重要である。

【具体的な取組】

- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・外部の相談機関を生徒手帳に記載し児童生徒が相談しやすい環境を整えたり、いじめの防止に関わるチラシ等を配付したりして、生徒・保護者へ啓発する。
- ・週に1回、生徒指導主事が生徒指導部会を開催し、各学年の生徒指導内容や学年の様子について情報交換をする。
- ・行事（入学式、体育大会、文化祭、卒業式など）への生徒の対応を全職員で情報を交換する。
- ・生活アンケートを自宅でも回答できる機会を設け、生徒がじっくりと思いを記述できるように配慮する。そして生活アンケートを実施後、担任は学級の生徒全員と面談を行う。生活アンケートへの記述内容に対する聞き取りを丁寧に行い、生徒の声に耳を傾ける。また、生活アンケートを実施しない月にも、簡易アンケートを行い、生徒の心情の変化をこまめに把握する。
- ・学級集団適応心理検査の示す学級の傾向から、学級のルールや役割分担、グループワーク等を見直す。また、生徒の回答からも、困り感があることを前提とした聞き取りを行い、問題の早期発見に努める。等

- ③ 生徒が日常的にSNS等を利用している現状があるため、学校教育全体を通じて適宜情報モラルの意識が高まるよう取り組んでいく必要がある。また、学校と家庭と連携し、家庭でのルール作りや、利用方法について話し合う機会が設けられるよう啓発していくことも大切である。

【具体的な取組】

- ・道徳や特別活動を中心に情報モラル教育を推進し、生徒がインターネット、SNS等の正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネット上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ・各種通信等で、保護者へ家庭でのルール作りや使用方法を見直すために話し合う機会をもつことを啓発する。
- ・外部講師を招いて情報モラル講座を実施し、生徒が専門的な見識からインターネット、SNS等の正しい利用とマナーについて、理解を深める機会を設ける。
- ・年度末に、Myタブレットの使い方を振り返る場を設ける。等

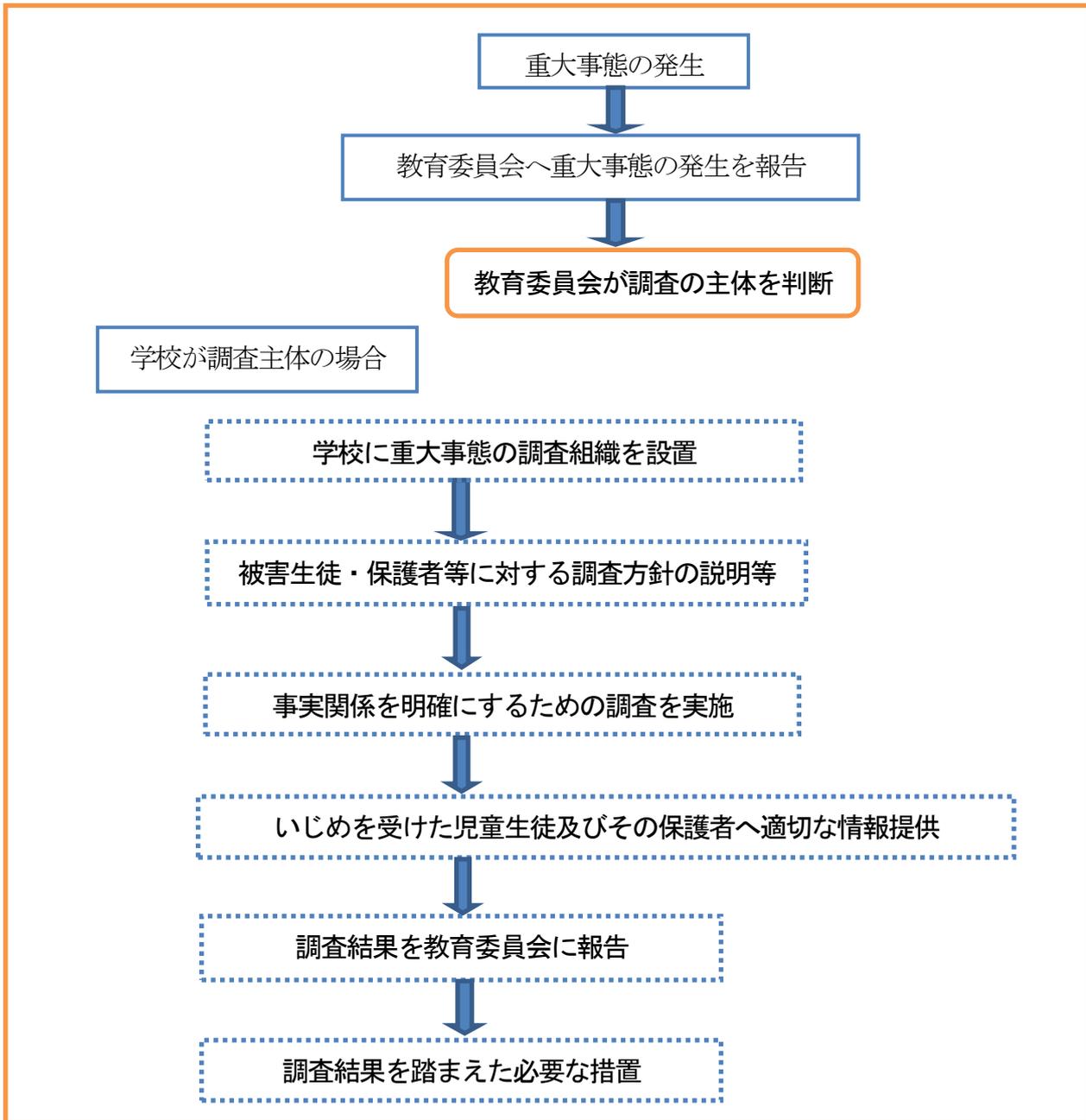
4 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回（7月、11月）実施し、校内いじめ・長期欠席対策委員会、学校評価委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

5 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回程度計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



【取組の年間計画】

	「いじめ・長期欠席策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ○「学校いじめ等防止基本方針」の内容の確認	○学級開き、学年開き ○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○翔南中体操伝達式	○生徒や保護者への相談窓口の周知 ○身体測定 ○心のアンケート① →教育相談→対策	○PTA集会、学年懇談会「学校いじめ等防止基本方針」の説明 ○いじめ防止に関するチラシの配布やHP更新 ○公開授業
5月	D ○現職研修①「いじめ事案への対応について」 ○情報共有・対応協議→いじめ事案の解消へ向けての取組		○生活アンケート①（無記名式・学校実施）→教育相談→対策 ○WEBQUの実施（1回目）→1回目の評価の検証→対策	○公開授業 ○部活動懇談会
6月	C ○情報共有・対応協議→いじめ事案の解消へ向けての取組	○体育大会	○心のアンケート②→教育相談→対策	○学校評議員への学校行事公開
7月	A ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○情報共有・対応協議→いじめ事案の解消へ向けての取組	○情報モラル講座（外部講師）	○生活アンケート②（記名式・家庭実施）→教育相談→対策	○健全育成委員会 ○学校評価委員会 ○保護者会 ○保護者への学校評価アンケート
8月	P ○中間評価→検証	○翔南ふれあいフェスタ		○防犯パトロール
9月	D ○情報共有・対応協議→いじめ事案の解消へ向けての取組	○修学旅行（3年） ○職場体験学習（2年） ○生徒会レク ○保健指導（心と体の成長） ○校外学習（1年）	○身体測定 ○心のアンケート③→教育相談→対策	
10月	C ○情報共有・対応協議→いじめ事案の解消へ向けての取組	○学校保健委員会「命の授業」（外部講師）	○生活アンケート③（無記名式・学校実施）→教育相談→対策	
11月	A ○現職研修② ○情報共有・対応協議→いじめ事案の解消へ向けての取組	○翔南フェスタ（文化祭） ○合唱コンクール ○翔南の夢プロジェクト	○WEBQUの実施（2回目）→1回目の評価の比較・検証→対策	○学校評議員への学校行事公開 ○保護者への学校評価アンケート
12月	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○情報共有・対応協議→いじめ事案の解消へ向けての取組	○情報モラル指導（ネットモラル） ○人権週間（学級活動・道徳） ○絆を深める会 ○薬物乱用防止教室（2年）	○生活アンケート④（記名式・持ち帰り）→教育相談→対策	○学校評価委員会 ○保護者会
1月	総括 ○情報共有・対応協議→いじめ事案の解消へ向けての取組	○保健指導（生活習慣病） ○福祉実践教室 ○スキー学習（2年）	○身体測定 ○心のアンケート④→教育相談→対策	○公開授業
2月	○自己評価 ○情報共有・対応協議→いじめ事案の解消へ向けての取組	○保健指導（思春期講座） ○翔南の舞伝達式	○生活アンケート⑤（記名式・持ち帰り）→教育相談→対策 ○ハートフル週間	○3年生保護者会
3月	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し ○情報共有・対応協議→いじめ事案の解消へ向けての取組	○卒業を祝う会 ○情報モラル指導（ネットモラル）	○心のアンケート⑤→教育相談→対策	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う ○1、2年生保護者会
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活の記録	○あいさつ運動

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

【問題発生時の対応関係図】

